

送水管漏水調査委託

特記仕様書

令和6年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章	総 則	
1-1	適用範囲	1
1-2	業務委託の目的	1
1-3	一般事項	1
第2章	業務の概要	
2-1	業務の概要	5
第3章	留意事項等	
3-1	留意事項	7
3-2	その他	7

第1章 総則

1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。
 - (1) 委託番号 印調令6第2号
 - (2) 委託名 送水管漏水調査委託
 - (3) 委託箇所 成田市並木町179-2番地先～成田市並木町113番地1
《成田並木線》他8路線
 - (4) 委託期限 契約日の翌日から令和7年2月28日限り

1-2 業務委託の目的

1. 本業務委託は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）送水管路の漏水を早期に発見し、有収率向上及び波及事故を未然に防ぐため実施するものである。

1-3 一般事項

1. 本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、本特記仕様書に明記されていない事項があっても本業務委託の実施上当然必要と思われるもの、または、軽微な作業等は、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得て実施しなければならない。なお、本業務委託の実施に伴い組合及び第三者の工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。
2. 受注者は、業務の履行にあたり、水道法その他、労働関連法令、その他関係法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、本業務委託の実施に必要な届出等は受注者がこれを代行すること。
3. 設計図書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。
4. 受注者は、業務主任技術者の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。

5. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（第2種）を有する者を配置すること。
6. 受注者は、業務計画書に漏水調査区間等を定め、事前に監督職員に報告したうえで、漏水調査に着手すること。
7. 受注者は、事前に作業箇所の周辺状況を把握し、作業には必要な配管図面等を携帯すること。
8. 調査に当たっては、作業の安全性確保に必要な設備、装備に関する措置を行うとともに、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意すること。
また、水道施設内に立ち入るため、衛生管理に十分留意すること。
9. 道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
10. 当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。
11. 受注者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受けること。
12. 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
13. 作業場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じること。
14. 作業にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、文書による報告を行い、追加措置について協議すること。
15. 設計変更は、組合の単価及び積算歩掛に基づくものとする。ただし、軽微な内容については変更の対象としない。なお、受注者は、変更の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て組合と協議するものとする。
16. 受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 契約後

- | | | |
|----------------|------------|----|
| ① 業務着手届 | (契約後 7日以内) | 2部 |
| ② 業務主任技術者選任通知書 | (契約後 7日以内) | 2部 |

[経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。]

③ 業務工程表 (契約後 7日以内) 2部

(2) 着手後

① 業務計画書 (原則として契約後30日以内) 2部

業務計画書には、次の事項について記載すること。

- イ 業務概要に関すること
- ロ 現場組織に関すること
- ハ 業務工程に関すること
- ニ 業務方法に関すること
- ホ 安全衛生管理に関すること
- ヘ 保全、保安教育に関すること
- ト 各種報告書様式
- チ その他必要事項

② 作業員名簿 (必要の都度) 1部

③ 身分証明書交付申請書 (原則として契約後30日以内) 1部

[身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真、身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用関係を証明するものを添付すること。]

[発行した身分証は、業務完了時に返却すること。]

④ 道路使用許可申請書の写し 1部

⑤ 調査日報 (必要の都度) 1部

⑥ 週間工程表 1部

(3) 業務完了時

① 業務完了報告書 2部

② 業務目的物引渡申出書 2部

③ 調査報告書 2部

調査の完了に伴って、調査結果を整理し報告するものとする。

なお、調査報告書は良否の判断を明確にすること。

- | | |
|--|-----|
| ④ 調査記録写真帳 (A 4 サイズ) | 2 部 |
| ⑤ 調査報告書、調査記録写真帳等電子ファイルCD-R
(閲覧ソフト含む。) | 2 枚 |

(4) その他

- ① 必要に応じて監督職員が指示したもの。

第2章 業務の概要

2-1 業務の概要

1. 本業務委託は、組合送水管からの漏水事故を未然に防ぐためのものであり、その内容は次のとおりである。

(1) 調査箇所及び調査距離

成田市並木町179-2番地先～成田市並木町113番地1

《成田並木線》他8路線

- ① 成田市並木町179-2番地先
～成田市並木町113番地1（成田市並木町配水場内）
《成田並木線》 $\phi 300\text{mm}$ $L = 0.6\text{km}$
- ② 成田市船形600番地先
～成田市山口293番地1（成田市山口配水場内）
《成田山口線》 $\phi 500\text{mm}$ $L = 4.7\text{km}$
- ③ 成田市北須賀141番地先
～印旛郡栄町酒直台2丁目30番1号（長門川(企)酒直配水場内）
《長門川線》 $\phi 350\text{mm}$ $L = 6.5\text{km}$
- ④ 印西市竜腹寺301-10番地先～印西市竹袋1755番地先
《印西～白井線》 $\phi 400\text{mm}$ $L = 3.4\text{km}$
- ⑤ 印西市竹袋1755番地先
～印西市別所1289番1（印西市平岡配水場内）
《印西平岡線》 $\phi 350\text{mm}$ $L = 0.6\text{km}$
- ⑥ 印西市竜腹寺348番地先～印西市鎌苅1985番地先
《印旛線》 $\phi 400\text{mm}$ $L = 3.5\text{km}$
- ⑦ 印西市鎌苅1985番地先
～印西市美瀬1丁目17番（印西市印旛配水場内）
《印旛線》 $\phi 250\text{mm}$ $L = 1.3\text{km}$
- ⑧ 印西市草深2158番地先
～印西市松崎台1丁目9番（印西市松崎配水場内）
《印西松崎線》 $\phi 250\text{mm}$ $L = 2.3\text{km}$

⑨ 白井市十余一42番地先

～白井市根10番地の6（白井市白井配水場内）

《白井線》 φ 350mm L = 6.3 km

合 計 L = 29.2 km

(2) 使用機材

受注者は、使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

(3) 作業時間

発注者の執務時間内に行うことを原則とする。

なお、路面音聴調査については、夜間にて行うこと。

(4) 漏水調査

各調査の概要は次のとおり。

① 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の送水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うものである。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握し、その結果を監督職員に報告する。

② 弁栓音聴調査

仕切弁・空気弁等の管路附属施設を対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

③ 路面音聴調査【夜間作業】

送水管路上の路面において、漏水探知器等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

第3章 留意事項等

3-1 留意事項

1. 本業務委託の実施にあたって受注者は下記に掲げる事項に特に留意すること。
 - (1) 調査員全般の安全管理に対し、万全なる危険防止策を講じるとともに、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。また、関係機関等から安全対策等について条件が付された場合には、当該条件を厳守すること。
 - (2) 調査に関連して官公署への届出、申請等は、受注者の責任において行うこと。
 - (3) 経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し実施すること。
 - (4) 構成団体施設内、各路線の始点にある分岐地点の道路及び歩道下の人孔内での調査は、監督職員の立会の下に行い、委託対象箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係のない機器等には絶対に触れないこと。
 - (5) 業務において漏水等の異常を発見した場合、直ちに監督職員に連絡すること。
 - (6) 受注者が、監督職員の指示に反して調査を続行した場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命じることがある。

3-2 その他

- (1) 受注者は、本業務委託に従事する調査員について、漏水調査実施前に経歴書を提出し、組合の承認を得るものとする。

なお、調査員は身分を明らかにする証明書等を携帯し、身分証明書の提示を求められた場合、これを拒んではならない。
- (2) 調査報告書及び調査記録写真帳における仕切弁・空気弁等の番号については、組合指定の番号を使用すること。なお、番号については、別途指示する。